

## 第2節 遺構に関する整備

遺構に関する整備（遺構復元、遺構表示〔立体表示・平面表示等〕、発掘調査等）について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

### （1）遺構の整備手法

#### ①遺構復元

来跡者が古代橘樹郡家の正倉やその他官衙関連施設の規模や構造等を体感し、史跡橘樹官衙遺跡群への理解を深められるよう、これまでの発掘調査により、概ねその構造や特徴等が明らかになつた官衙関連遺構について、復元展示を行っていく。

遺構の復元に際しては、文化庁が示している「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（p. 52：資料2）を参考にしつつ、発掘調査の成果や復元する遺構と同時期・同種の施設の関連資料等を基に、規模・形状等について十分に検討し、できる限り当時の建築または構築技法を再現するよう努める。

ただし、史跡橘樹官衙遺跡群が所在する地域の大部分が該当する第一種低層住宅専用地域における史跡の保存整備では、建築基準法の条件を満たすことが求められることから、条件を満たすために必要となる適切な方法を用いる場合もあるが、その場合は、来跡者が違和感を感じないよう配慮する。

#### ②遺構表示

来跡者が古代橘樹郡家等における施設の配置や規模等をより理解できるよう、遺構復元する施設以外の遺構については、同時性を十分確認した上で、立体表示や平面表示を行う。

ただし、史跡の理解を促進するために必要である場合は、異なる時期の遺構表示との併用も検討する。

### （2）地区（ゾーン）ごとの整備

#### ①影向寺ゾーン【影向寺遺跡の整備】

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡については、これまでの発掘調査等で、古代寺院の金堂跡・塔跡という主要建物とともに、関連する建物が発見されていることから、その成果を踏まえ、遺跡の大部分を占める影向寺境内では、宗教法人影向寺の協力を得て、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、金堂跡・塔跡やその他の主要建物の平面表示を行う。また、影向寺境内以外の地域では、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲について、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、建物の立体・平面表示を行う。



写真8 遺構復元の事例【中宿遺跡（埼玉県深谷市）】《写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります》



写真9 立体表示・平面表示の事例【弥勒寺官衙遺跡群（岐阜県関市）】《写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります》

### ②橘樹郡家跡上原宿ゾーン [橘樹郡家の推定館・厨家の整備]

橘樹郡家跡上原宿地区で確認されている官衙関連遺構群は、これまでの発掘調査等で橘樹郡家跡の館・厨家の可能性も指摘されているが、現状では明確になっていないことから、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲については、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、官衙関連遺構の平面表示を行う。

### ③橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン [橘樹評段階の遺構整備・橘樹郡家正倉院の整備]

橘樹郡家跡伊勢山台地区では、大宝元（701）年に橘樹郡が設置される以前の地方行政組織である橘樹評（ひょう）の時期に造営されたと推定される建物群は、これまでの発掘調査等で比較的様相が明らかになっている。そこで、地域の人々の積極的な活用につながるとともに、多くの人が訪れる歴史文化資源として、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲については、その成果を踏まえ、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、復元整備及び立体・平面表示等の整備を行う。

#### （3）遺構整備に伴う発掘調査

橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が検出されている橘樹郡家正倉院や古代影向寺等については、古代官衙施設・建物等の復元や立体・平面表示等、遺構整備を実施するために必要な情報を得ることを目的として、遺構に影響が及ばないよう必要最小限の調査とし、十分留意して発掘調査を行う。

## 第3節 動線に関する整備

動線に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

#### （1）動線・サイン計画 [影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]

- 整備計画地は、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲であり、遺跡群各所に所在することから、各地点を接続する動線を整備する。
- 整備計画地全域は基本的に自由動線とし、強制動線としての通路は設けないものとする。
- サイン表示等の設置箇所や内容の検討を行い、必要に応じて再配置を行う。

#### （2）通路 [橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

- 通路を設置する場合は、舗装等は必要最小範囲とし、遺構の性格や景観を損なわない通路線形や幅員等で整備を行う。また、バリアフリーについても、前述に合わせて対応する。

#### （3）広場 [橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

- 整備計画地の広場は張り芝等を施し、休憩やイベント等に使用できる多目的広場として整備する。

## 第4節 地形造成に関する整備

地形造成に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

### (1) 造成 [橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

- 整備の基盤となる造成は、遺構を保存するため、盛土を原則とする。
- 遺構の復元・表示等の整備に際しては、遺構に影響が及ばないよう、整備に必要な掘削深度と遺構保存面との間に適切な厚さの保護盛土を行う。
- 整備工事に際して、遺構面または景観等に影響がないよう、重機等の使用に関しては十分配慮する。

### (2) 電気・給排水 [影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]

- 電気・給排水の設備は、地下の遺構への影響が及ばないよう、十分注意して整備する。
- 電気設備は、利用者の安全と治安維持を図るため、保安上必要な場所に配置する。また、休憩施設等に、給電・給水施設や排水施設を必要に応じ整備する。
- 遺構等の保存整備に際しては、表装を可能な限り透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数を現況に近いものとする。

## 第5節 修景及び植栽に関する整備

修景及び植栽に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

### [影向寺ゾーン、樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]

- 遺構に損傷を与えると判断された既存木は伐採する。
- 周辺の建築物等に対して、遮断植栽を配植する。
- 必要な箇所に適切な芝生等の地被植物を植栽する。
- 日常的に活用され、市民の憩いの場・学習の場として利用されるよう、修景・緑陰のための植栽を行う。
- 橘樹郡家や古代影向寺が存在した当時の歴史的景観を体感できるよう、古代の植生等を参考にした植栽を行う。

## 第6節 施設に関する整備

施設に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

### (1) 説明板・案内板等 [影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]

史跡橘樹官衙遺跡群や地域のもつ歴史的・文化的価値を来跡者に適切に伝えるとともに、来跡者が目的とする場所に確実に移動できるようにするため、説明板・案内板等を設置する。説明

板・案内板等については、来跡者が分かりやすいよう平易な文章を心がけるとともに、史跡が立地する環境や史跡整備の景観等に配慮し、できる限り統一的なデザインとなるよう努める。また設置に際しては、文部科学省が定めた「史跡名勝天然記念物等設置基準規則」（p. 51：資料1）の規定等に準拠する。さらに、できる限り、多言語に対応できるよう、外国語を併記する。

### ①標識

史跡に指定されている地域であることを示すため、影向寺遺跡（影向寺ゾーン）と橘樹郡家跡（橘樹郡家跡上原宿ゾーン、伊勢山台・蟻山ゾーン）に標識を設置する。設置に際しては、来跡者の動線や史跡の景観を考慮するとともに、地下の遺構に影響が及ばない場所を選定する。



写真10 標識の事例[久留倍官衙遺跡(三

重県四日市市)] 《写真は整備のイメージ

で、実際とは異なる場合があります》

### ②説明板・名称板

史跡橘樹官衙遺跡群の概要及び歴史的・文化的価値等を記した大型の説明板と各施設や遺構等の内容を説明した中型の説明板を設置するとともに、各遺構ごとに名称板を設置する。

#### [大型の説明板]

- 設置場所については、JR南武線武藏溝ノ口駅～武藏小杉駅間の駅からの来跡者等、橘樹官衙遺跡群にどこからアプローチしても分かりやすい場所を遺跡群全体の中で検討し、必要に応じて設置する。
- 史跡の名称、史跡指定年月日、指定の理由、史跡の概要・価値等を表示する。



写真11 大型説明板の事例 [三河国分寺

跡 (愛知県豊川市)] 《写真は整備の

イメージで、実際とは異なる場合があります》

#### [中型の説明板]

- 設置場所については、遺構群の特徴や特徴的な遺構等を説明するため、整備した範囲を中心として、遺跡群全体に必要に応じて設置する。

●遺跡群の特徴や整備を行った遺構等については、最新の発掘調査成果等を基に解説を行う。

#### [名称板]

- 立体表示・平面表示した遺構等を来跡者に説明するため、遺構ごとにその名称等を記した名称板を設置する。

### ③案内板

橘樹官衙遺跡群への来跡者が、確実に目的とする場所に移動できるよう、史跡に設置された施設等の配置図や見学ルートの動線等を示した案内板を設置する。

- 史跡全体及び周辺地域の案内を行うため、史跡整備の中心となる橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン内



写真12 案内板の事例 [斎宮跡 (三重県

明和町)] 《写真は整備のイメージで、実際

とは異なる場合があります》

に大型の案内板を設置する。

- 整備した施設や遺跡群の特徴を表す地区等に案内を行うため、来跡者の動線に沿って適切に案内板を設置する。

## (2) ガイダンス施設

橘樹官衙遺跡群の史跡整備に際しては、史跡だけでなく、史跡が所在する地域全体の歴史的・文化的価値を来跡者に周知できる施設として、ガイダンス施設を整備する。ガイダンス施設は、遺構の復元や立体・平面表示等の史跡整備で行う展示と連動した情報発信機能をもつとともに、史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理・活用の拠点や史跡保存会・ボランティア・地元住民等の活動拠点となるよう整備する。

### ①想定される利用者

ガイダンス施設の整備について、想定される利用者は次のとおりである。

#### ●地域の小学生・中学生

史跡橘樹官衙遺跡群を郷土の歴史や魅力等を学ぶ教材として利活用できるよう整備を行い、その学習を通じて、史跡への愛着や郷土への誇りの醸成を図る。

#### ●地元住民・市民

地元住民や市民は、最も史跡を利活用する可能性が高い人々であることから、地域の歴史や価値等を知り、地域への誇りをもてる整備を行うとともに、日常的な利活用にも供することができる施設とする。

#### ●市外・県外等の人々

史跡橘樹官衙遺跡群は、「地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡で、その成立の背景や構造の変遷の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要な遺跡」であることから、市外・県外等からの来跡者も主要な利用者となる。そこで、史跡橘樹官衙遺跡群を見て、知ってもらうことで、日本の古代史を感じができる施設として整備し、本市の魅力を発信する。

### ②機能

#### ●展示・学習機能

ガイダンス施設には、橘樹官衙遺跡群の本質的価値や歴史的変遷、古代官衙全体の構造・機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構・遺物等について学習するための機能が求められることから、パネルによる解説や遺物の展示等を行う展示スペースを設置する。

#### ●案内・広報機能

来跡者が遺跡群を見学する際に必要となる情報を提供する機能や、遺跡群やその発掘調査成果等を市内外に広く情報発信する機能等が求められるため、パンフレット・チラシ等の配架スペースの設置やガイドボランティアの配置、専用ホームページでの発信等を行う。

#### ●地域交流・管理運営

地域交流・地域活性化を促進するため、ボランティアの活動や地元住民等の諸活動の拠点となる機能を持たせる。また、史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体である川崎市が、史跡の保存管理を図るための拠点とともに、日常的な保存管理を行う史跡保存会等の活動拠点となる場

所として整備する。

### ③整備

橘樹官衙遺跡群への来跡者が必要とする遺跡群や地域の情報を提供するとともに、遺跡群の案内や管理等を行うガイドボランティアの拠点となる必要があることから、史跡または遺跡群に近接した場所で整備することが求められる。また、ガイダンス施設は、史跡とセットで利活用されることがより効果的であるため、遺構の整備と同時または近い時期に整備されることが望ましい。

新たに施設を整備する場合、整備場所や予算面での制約等があるため、当面の間、遺構の整備と同時期に整備が可能な既存施設の有効活用を図る。現状の既存施設において、ガイダンス施設を運用する十分なスペース等が確保できない場合は、既存施設の管理者と協議の上、施設のレイアウト変更等も含め、可能な範囲でガイダンス施設の整備を検討する。また、既存施設の活用を図るまでの間、可能な範囲で、ガイダンス施設を補完する暫定的な展示等を行えるよう検討する。

ガイダンス施設の整備は、他都市におけるガイダンス施設の事例を参考にしつつ、様々な意見を踏まえ、ガイダンス施設の基本的な考え方や整備計画等を検討した上で行う。

#### [一般的なガイダンス施設の内容（※）]

##### ●管理運営スペース

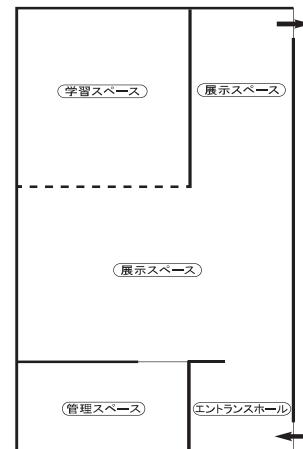
- ・エントランスホール
- ・管理スペース

##### ●展示スペース

##### ●学習スペース

（※）他都市におけるガイダンス施設の整備事例を参考にした

一般的な内容です



第19図 ガイダンス施設内部のイメージ『これは現在のイメージで、確定したものではありません』



写真13 ガイダンス施設の展示事例[三河天平の里資料館(愛知県豊川市)]『写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります』



写真14 ガイダンス施設の展示事例[くるべ古代歴史館(三重県四日市市)]『写真は整備のイメージで、実際とは異なる場合があります』

### (3) AR（拡張現実）・VR（仮想現実）

古代の橘樹郡家や影向寺の景観や様相を分かりやすく示し、多様な来跡者が、歴史的・文化的価値を学び、楽しめるよう、AR（拡張現実）・VR（仮想現実）といったデジタルコンテンツの活用を図る。AR等を導入する場合は、かつて存在した施設や発掘調査現場の現地での体感体験等、関連する各種情報の提供等により、史跡やガイダンス施設との相乗的な学習・体験効果が得られるよう、先進的な事例等を検討・参考にした上で、遺構の整備・ガイダンス施設の整備に合わせた導入を目指す。

### (4) 便益施設（ベンチ、休憩所、展望スペース、多目的活用広場等）【影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン】

来跡者の快適な利活用に寄与するため休憩施設（ベンチ、休憩所、展望スペース）や生涯学習・学校教育等で利用できる多目的活用広場を設置するとともに、史跡へのアクセス向上に向けた取組を進める。なお、トイレ等については、遺構の保存に十分配慮しつつ、地域との十分な協議の上、設置について検討する。

休憩施設については、各ゾーンにおける史跡の整備に合わせ、史跡の整備を行う範囲内に、遺構の保存と史跡の景観への配慮を行った上で、動線付近や眺望景観の視点となる場所等を中心に配置する。

一般用の駐車場・駐輪場については、原則、史跡指定地内に設置することはできないが、利用者の利便性向上を図るため、指定地外に設置できるよう検討する。また、身体障害者等が来跡した際の駐車スペース等として多目的活用広場を設置する。

### (5) その他施設【橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン】

来跡者の安全面や利便性の向上を図るため、必要に応じて、照明灯やフェンス等を設置する。

## 第7節 史跡の公開・活用

史跡の公開・活用の中で、整備を実施した史跡を用いる公開・活用については、保存活用計画における活用の基本方針及び活用の方法に基づき、次の基本的な考え方により実施する。

### (1) 情報発信

- 必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行う。橘樹官衙遺跡群の保存整備事業の情報についても、積極的に発信する。
- 市内外に幅広く伝え、アピールできるよう市ホームページ等での橘樹官衙遺跡群の解説等を行うとともに、遺跡群専用ページを開設する等インターネットを活用した情報発信を行い、周知を図る。
- 地域住民をはじめとする市民等への橘樹官衙遺跡群の認知度を高めるため、発掘調査現地説明会や講演会等をこれまでと同様に実施する。
- 来跡者の利便性を高めるため、駅周辺や公共施設等に橘樹官衙遺跡群の案内板等を設置するとともに、パンフレットやマップ等を作成・配布する。

## (2) 普及啓発活動

- 地域の特徴を活かした体験学習やイベント等を企画・実施し、橘樹官衙遺跡群への来跡者の増加やリピーターの獲得、事業への参加を促す。
- 市内の小・中学校等においては、授業での歴史学習や校外における見学等を含む体験学習のカリキュラムを作成するとともに、指導者等の人材発掘・育成を進める。
- 生涯学習では、史跡だけでなく、遺跡群及びその他の文化財等を生涯学習の素材として活用し、歴史講座や体験学習等により、市民が史跡の歴史文化を体感・学習する機会を作る。

## (3) 公開・活用の担い手づくり

- 普及啓発活動の実施や情報発信等の事業を幅広く展開するとともに、そこに地元や市民等の参加を促し、共に活動を行っていくことで、公開・活用イベントのスタッフや協力者の担い手を育成する。
- 定期的にガイドボランティア育成講座を開催する等、史跡の説明だけでなく、地域のさまざまな情報を案内できるガイドの担い手を育成する。
- 担い手は、市内外を問わず様々な組織等から参加してもらえるよう周知する。
- 歴史学習や校外における見学・体験学習等、様々な機会を通じ、市内の小・中学校等の参加を促し、学校連携を推進する。
- 小・中学校等を対象とした公開・活用事業を積極的に実施し、将来の史跡の保存を担う人材育成を図っていく。
- 地元企業等と連携し、企業が有する能力等を活かしたイベント等を開催してもらうことで、史跡の周知や活用の推進を図る。

# 第8節 史跡の管理・運営

史跡の管理・運営について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

## (1) 管理・運営に関わる事業

- 川崎市は、史跡の管理団体として、文化財保護法第119条第1項に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置・維持管理、届出等を行う。
- 維持管理としては、整備事業の進捗に伴い、史跡の保存管理、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃、巡視・点検等を行う。
- 指定地の公有地化に要する期間は長期にわたることが想定されるため、公有地化が完了した指定地が活用されないまま放置されることのないよう、維持管理を行う。

## (2) 管理・運営の実施体制

### ① 行政における保存・活用施策の対応力強化

史跡橘樹官衙遺跡群における保存整備・活用事業は、現在、川崎市の文化財保護部局が中心となって進めているが、川崎市全体で見れば、橘樹官衙遺跡群の市民等への認知度はかなり不足しているといえる。今後は、川崎市として橘樹官衙遺跡群の歴史的・地域的価値をどのように周知し、保存・活用を進めていくべきかについて、総合的・多角的に検討していくことが重

要である。そのため、現在川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るために設置している「橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会」を引き続き活用し、関係各部局が相互に連携し、複合的効果を生む施策の展開を図る。

## ②市民組織・民間団体との協働

史跡橘樹官衙遺跡群が将来にわたり保存・活用されていくためには、地域の人々が、史跡を自分達の宝・誇りとして愛着をもち、行政と協力してその管理・運営に参加していくことが重要である。橘樹官衙遺跡群やその周辺でそれぞれ独自の活動を行っている地元町会や地域住民を母体に組織された史跡保存会、さらに関係する市民組織や民間団体等が、相互に連携しあいながら、史跡の保存管理に関わってもらうことが求められる。

そこで、行政と市民組織・民間団体等の相互連携を図り、それぞれの独自性・専門性を活かしながら役割を分担して協力しあう「協働」の体制を構築していくため、保存活用計画で地域住民・市民等との密接な連絡体制の構築、ルール作り等、相互協力の円滑な推進に向けたシステム作りの方法として触れている「（仮称）橘樹官衙遺跡群保存活用協議会」等の設置について検討する。